

第113期 定時株主総会招集ご通知

日 時

平成30年6月26日（火曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

新潟県長岡市大手通二丁目2番地14

当行本店2階講堂

○目 次

第113期定時株主総会招集ご通知	1
（株主総会参考書類）	
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 株式会社第四銀行との株式移転計画承認の件	3
1. 株式移転を行う理由	4
2. 本株式移転計画の内容	4
3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項について の定め相当性に関する事項	23
4. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項について の定め相当性に関する事項	32
5. 第四銀行に関する事項	34
6. 当行において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に 重要な影響を与える事象の内容	34
7. 共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）と なる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項	35
8. 共同持株会社の監査等委員である取締役となる者についての 会社法施行規則第74条の3に規定する事項	41
9. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則 第77条に規定する事項	46
第3号議案 取締役1名選任の件	47
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	48
第5号議案 会計監査人選任の件	49
第6号議案 役員賞与支給の件	50
（添付書類）	
第113期事業報告	
1 当行の現況に関する事項	52
2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項	60
3 社外役員に関する事項	62
4 当行の株式に関する事項	63
5 会計監査人に関する事項	64
6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本 方針	65
7 業務の適正を確保する体制	65
8 特定完全子会社に関する事項	69
9 親会社等との間の取引に関する事項	69
10 会計参与に関する事項	69
11 その他	69
計算書類	70
連結計算書類	72
監査報告書	74
電磁的方法（インターネット等）による 議決権行使のご案内	77



証券コード：8325

株 主 各 位

新潟県長岡市大手通二丁目2番地14

株式会社 **北 越 銀 行**

取締役頭取 佐藤勝弥

第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第113期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますのでお手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、**平成30年6月25日（月曜日）午後5時まで**に議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 新潟県長岡市大手通二丁目2番地14
当行本店2階講堂
3. 目的事項
報告事項
 1. 第113期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
 2. 第113期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式会社第四銀行との株式移転計画承認の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件

議決権行使について

郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**平成30年6月25日（月曜日）午後5時まで**に到着するようご返送ください。郵送の際は同封の記載面保護シールをご利用ください。

なお、議案に対して賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合



当行指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって**平成30年6月25日（月曜日）午後5時まで**に議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は、77～78頁をご確認ください。

重複行使の取扱い

議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）双方で議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。又、電磁的方法（インターネット等）によって複数回にわたり議決権行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- ◎議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の3日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.hokuetsubank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ④株主総会参考書類の第2号議案株式会社第四銀行との株式移転計画承認の件に記載すべき事項のうち、他の株式移転完全子会社（株式会社第四銀行）の最終事業年度における上記①から③までの事項
 監査役が監査した事業報告、計算書類及び連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類及び連結計算書類のほか、当行ホームページに掲載している上記①～③までの事項となります。また、会計監査人が監査した計算書類及び連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類及び連結計算書類のほか、当行ホームページに掲載している上記②及び③の事項となります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.hokuetsubank.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎昨年同様、会場の空調温度を控え目にさせていただきますので当日は軽装（クールビズ）にてご出席ください。なお、役職員も軽装にて対応させていただきます。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、銀行経営の健全性確保の観点から、経営体質の強化のため内部留保に意を用いつつ、安定した配当を継続することを配当政策の基本的な方針としております。この方針のもと、当期末の配当金につきましては、当期の収益状況等を勘案して以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき金30円 総額719,592,780円
なお、中間配当を含めた当事業年度の年間配当金は、1株につき金60円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成30年6月27日

第2号議案 株式会社第四銀行との株式移転計画承認の件

当行と株式会社第四銀行（以下「第四銀行」といい、当行と第四銀行を総称して、以下「両行」といいます。）は、共同株式移転の方式により平成30年10月1日（以下「効力発生日」といいます。）をもって両行の完全親会社となる「株式会社第四北越フィナンシャルグループ」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について合意し、平成30年3月23日開催の両行の取締役会において決議の上、同日付で、両行間で「経営統合契約書」（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結いたしました。また、平成30年5月11日開催の両行の取締役会において決議の上、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

つきましては、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）のご承認をお願いしたいと存じます。

株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容の概要その他本議案に関する事項は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由

両行は、明治初期から今日に至るまでの長きにわたり、ともに新潟県に本店を置く地方銀行として、地域の皆様に支えられながら、地方銀行としての役割・使命を果たすことで、確固たる経営基盤を構築してまいりました。

しかしながら、人口減少等の影響により、将来的には預金・貸出の規模が縮小することが見込まれるほか、我が国での金融緩和政策の長期化に伴って、今後は貸出業務における利鞘や有価証券運用収益の減少がさらに進むと予想されます。このように、両行を取り巻く経営環境は、今後ますます厳しいものとなることが予想され、より盤石な経営基盤の確立が両行の共通した経営課題となっております。

加えて、フィンテックに代表される金融・IT融合やデジタル化の動きが進展する中で、金融サービスのIT化をはじめとする顧客の新たなニーズへの機動的な対応や、更なる付加価値の創成が重要な課題のひとつとなっているほか、新潟県においても地元企業による海外進出や海外企業との取引が増加する中で、海外での事業展開ノウハウの提供を含むグローバルな視点でのコンサルティング機能の拡充も求められております。

両行は従来、新潟県との地方創生に係る包括連携協定の締結や協調融資の組成等を通じて、地域の発展という共通目的に向けて協力するとともに、現金輸送車の共同運行といった業務の効率化等に係る連携も図ってまいりましたが、両行の置かれている経営環境の変化及び顧客ニーズの多様化等を踏まえると、長きにわたり信頼関係を築いてきた両行が経営統合を行い、それぞれの強みを活かして共通の経営課題に対処することが、地方銀行としての役割・使命を今後も永続的に果たすことに繋がり、ひいては両行の株主、お客さま及び地域の皆様に最も貢献できるとの判断に至り、両行間で「経営統合契約書」を締結するとともに、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

本株式移転により、従来以上に付加価値の高い金融仲介機能及び情報仲介機能を発揮するとともに、経営の効率化を進めることで、地域へのより一層の貢献を図り、お客さまや地域から圧倒的に支持される金融グループを目指してまいります。

2. 本株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次に掲げる「株式移転計画書(写)」に記載のとおりであります。

なお、「株式移転計画書(写)」第6条における別紙2-①-1～別紙3-⑦-2(新株予約権の内容)につきましては、「第113期定時株主総会 株主総会参考書類<別冊>(P.33～P.160)」に記載しております。

株式移転計画書（写）

株式会社第四銀行（以下「第四銀行」という。）及び株式会社北越銀行（以下「北越銀行」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

本株式移転計画の定めるところに従い、第四銀行及び北越銀行は、本成立日（第7条に定義する。以下同じ。）において、第四銀行及び北越銀行の発行済株式の全部を新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）に取得させる共同株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより第四銀行及び北越銀行は、それぞれ本持株会社の完全子会社となる。

第2条（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、株式会社第四北越フィナンシャルグループとし、英文ではDaishi Hokuetsu Financial Group, Inc.と表示する。

(3) 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は新潟県長岡市とし、本店の所在場所は新潟県長岡市大手通二丁目2番地14とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（本持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。
取締役（代表取締役会長に選定予定）：佐藤 勝弥
取締役（代表取締役社長に選定予定）：並木 富士雄
取締役：長谷川 聡
取締役：広川 和義
取締役：渡邊 卓也
取締役：小原 清文
取締役：高橋 信
取締役：殖栗 道郎
2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。
取締役：河合 慎次郎
社外取締役：増田 宏一
社外取締役：福原 弘
社外取締役：小田 敏三
社外取締役：松本 和明
3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。
有限責任 あずさ監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、第四銀行及び北越銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における第四銀行及び北越銀行の株主に対し、それぞれその所有する第四銀行及び北越銀行の普通株式に代わり、①第四銀行が基準時に発行している普通株式の数に1を乗じて得られる数、及び、②北越銀行が基準時に発行している普通株式の数に0.5を乗じて得られる数の合計に相当する本持株会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。
2. 本持株会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における第四銀行及び北越銀行の株主に対して、以下の割合（以下「本株式移転比率」という。）をもって割り当てる。
 - (1) 第四銀行の株主に対しては、その所有する第四銀行の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株
 - (2) 北越銀行の株主に対しては、その所有する北越銀行の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式0.5株

3. 前二項の計算において、第四銀行又は北越銀行の株主に対して交付する本持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、会社法（平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第5条（本持株会社の資本金及び準備金の額）

本成立日（第7条に定義される。）における本持株会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 資本金の額 | 30,000,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 7,500,000,000円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |
| (4) 資本剰余金の額 | 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記（1）及び（2）の額の合計額を減じて得た額 |

第6条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 新株予約権の交付

- (1) 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から④までの第1欄に掲げる第四銀行が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれその所有する第四銀行の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社第四銀行 第1回新株予約権	別紙2-①-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第1回新株予約権	別紙2-①-2 記載
②	株式会社第四銀行 第2回新株予約権	別紙2-②-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第2回新株予約権	別紙2-②-2 記載
③	株式会社第四銀行 第3回新株予約権	別紙2-③-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第3回新株予約権	別紙2-③-2 記載
④	株式会社第四銀行 第4回新株予約権	別紙2-④-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第4回新株予約権	別紙2-④-2 記載

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
⑤	株式会社第四銀行 第5回新株予約権	別紙2-⑤-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第5回新株予約権	別紙2-⑤-2 記載
⑥	株式会社第四銀行 第6回新株予約権	別紙2-⑥-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第6回新株予約権	別紙2-⑥-2 記載
⑦	株式会社第四銀行 第7回新株予約権	別紙2-⑦-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第7回新株予約権	別紙2-⑦-2 記載
⑧	株式会社第四銀行 第8回新株予約権	別紙2-⑧-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第8回新株予約権	別紙2-⑧-2 記載

- (2) 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑦までの第1欄に掲げる北越銀行が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれその所有する北越銀行の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社北越銀行 第1回株式報酬型新株予約権	別紙3-①-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第9回新株予約権	別紙3-①-2 記載
②	株式会社北越銀行 第2回株式報酬型新株予約権	別紙3-②-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第10回新株予約権	別紙3-②-2 記載
③	株式会社北越銀行 第3回株式報酬型新株予約権	別紙3-③-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第11回新株予約権	別紙3-③-2 記載
④	株式会社北越銀行 第4回株式報酬型新株予約権	別紙3-④-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第12回新株予約権	別紙3-④-2 記載

第1欄		第2欄		
	名称	内容	名称	内容
⑤	株式会社北越銀行 第5回株式報酬型新株予約権	別紙3-⑤-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第13回新株予約権	別紙3-⑤-2 記載
⑥	株式会社北越銀行 第6回株式報酬型新株予約権	別紙3-⑥-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第14回新株予約権	別紙3-⑥-2 記載
⑦	株式会社北越銀行 第7回株式報酬型新株予約権	別紙3-⑦-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第15回新株予約権	別紙3-⑦-2 記載

2. 新株予約権の割当て

- (1) 本持株会社は、本株式移転に際し、基準時における第四銀行の新株予約権者に対して、その所有する前項第(1)号の表①から⑧までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。
- (2) 本持株会社は、本株式移転に際し、基準時における北越銀行の新株予約権者に対して、その所有する前項第(2)号の表の①から⑦までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第7条（本持株会社の成立日）

本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本成立日」という。）は、平成30年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、第四銀行及び北越銀行が協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第8条（株式移転計画承認株主総会）

1. 第四銀行は、平成30年6月26日を開催日として定時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
2. 北越銀行は、平成30年6月26日を開催日として定時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、第四銀行及び北越銀行が協議の上、合意により前二項に定める本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

第9条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 第四銀行及び北越銀行は、本持株会社の発行する普通株式が本成立日に株式会社東京証券取引所市場第一部に上場されるよう、そのために必要となる一切の手続について誠実に協議の上、これを相互に協力して行う。
2. 本持株会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第10条（剰余金の配当）

1. 第四銀行は、①平成30年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第四銀行の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり45円を、また、②平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第四銀行の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり45円を、それぞれ限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 北越銀行は、①平成30年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された北越銀行の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり30円を、また、②平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された北越銀行の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり30円を、それぞれ限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 第四銀行及び北越銀行は、前2項に定める場合を除き、本株式移転計画の作成から本成立日までの間、本成立日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、第四銀行及び北越銀行にて誠実に協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

第11条（自己株式の消却）

第四銀行及び北越銀行は、本成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式（本株式移転につき会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得される自己株式を含むが、第四銀行の所有する自己株式については、第四銀行の信託型従業員持株インセンティブ・プランに係る第四銀行職員持株会専用信託の信託財産であるもの（所有名義「野村信託銀行株式会社（第四銀行職員持株会専用信託口）」を除く。）の全部を消却するものとする。

第12条（事業の運営等）

1. 第四銀行及び北越銀行は、本株式移転計画作成日から本成立日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。以下同じ。）第8条第3項に規定される子会社をいう。以下同じ。）をして善良なる管理者の注意をもってその業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. 第四銀行及び北越銀行は、本株式移転計画作成日から本成立日までの間、本株式移転の実行若しくは本株式移転比率の合理性に重大な悪影響を与えるおそれのある事由若しくは事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、第四銀行及び北越銀行は、その取扱いについて誠実に協議するものとする。

第13条（本株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、①第8条に定める第四銀行若しくは北越銀行の株主総会のいずれかにおいて、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、②本成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局等の許認可等（銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含む。以下同じ。）第52条の17第1項に基づく内閣総理大臣の認可を含む。）が得られなかった場合、又は、③次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失う。

第14条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画作成日から本持株会社の設立までの間において、①第四銀行若しくは北越銀行の財産状態、経営状態又はキャッシュフローに重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事実又は事由が発生した場合、②本株式移転の実行若しくは本株式移転比率の合理性に重大な悪影響を与える事由若しくは事象が発生し、又は、かかる事由若しくは事象が判明した場合（本株式移転計画の作成時に既に判明していた事象について、本株式移転計画の作成後に重大であることが判明した場合を含む。）、③その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、第四銀行及び北越銀行の合意により、本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し、又は、本株式移転を中止することができる。

第15条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めのない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、第四銀行及び北越銀行が誠実に協議の上、合意により定める。

（以下余白）

本株式移転計画の作成を証するため、本書2通を作成し、第四銀行及び北越銀行が記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月11日

第四銀行：新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
株式会社第四銀行
取締役頭取 並木 富士雄 ㊟

北越銀行：新潟県長岡市大手通二丁目2番地14
株式会社北越銀行
取締役頭取 佐藤 勝弥 ㊟

株式会社第四北越フィナンシャルグループ

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社第四北越フィナンシャルグループと称する。英文では、Daishi Hokuetsu Financial Group, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 銀行および銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理
- (2) 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務
- (3) 前2号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を新潟県長岡市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、新潟日報および日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売渡しを請求することができる権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

2. 株主などのする諸届についても同様とする。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項に定める場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出することを要する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という）を除く）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員は、8名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

その選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 当社の監査等委員以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠を選任する場合、当該補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

4. 監査等委員の補欠の予選に係る決議を行う場合には、当該決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く）の中から、取締役会長および取締役社長を各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役をそれぞれ若干名選定することができる。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く）の中から、代表取締役を選定する。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる社外取締役（社外取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(取締役会の権限)

第25条 取締役会は、法令および定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。

(取締役会の招集)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の5日前に各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の運営)

第29条 取締役会の運営については、取締役会の定める取締役会規程による。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前に各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることできる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の運営)

第33条 監査等委員会の運営については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって会社法第459条第1項各号に掲げる事項を決定することができる。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過したときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第36条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から平成31年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第23条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時点までの取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は年額300百万円以内とする。

2. 第23条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時点までの監査等委員の報酬等の総額は年額85百万円以内とする。
3. 第23条の規定および本条第1項の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時点までの取締役（監査等委員を除く。以下本項において同じ）の報酬等のうち、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は年額130百万円以内とし、当該新株予約権の内容は次のとおりとする。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は10株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(2) 新株予約権の総数

当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時点までに取締役に対して割り当てる当社の新株予約権の総数は、65,000個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズモデル等により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会が定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者は、当会社、株式会社第四銀行または株式会社北越銀行の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとし、その他の行使の条件については、取締役会において定める。
- (8) その他の新株予約権の内容
第(1)号乃至第(7)号に掲げる事項の細目および新株予約権に関するその他の事項については、取締役会において定める。

(自己の株式の取得)

第3条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(本附則の削除)

第4条 本附則は、当会社の成立後最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。

以上、株式移転計画書(写)

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 共同持株会社が本株式移転に際して両行の株主に対して交付する共同持株会社の株式及び共同持株会社の株式の割当てに関する事項

両行は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両行のそれぞれの株主に対し割当て交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり、決定いたしました。

① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	当行	第四銀行
株式移転比率	0.5	1

(注1) 株式の割当比率

当行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式0.5株を、第四銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、共同持株会社の単元株式数は100株とする予定です。

本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式移転比率は、本経営統合契約書の締結後、本株式移転の効力発生日までの間において、株式移転比率に重大な影響を与える事由が新たに発見された場合又は当該事由が生じた場合等においては、両行で協議のうえ、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：45,876,355株

上記は、当行の平成30年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（24,514,280株）及び第四銀行の平成30年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（34,625,347株）を前提として算出しております。但し、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、それぞれが所有する自己株式（但し、第四銀行の所有する自己株式については、第四銀行の信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-S h i p）に係る第四銀行職員持株会専用信託の信託財産であるもの（所有名義「野村信託銀行株式会社（第四銀行職員持株会専用信託口）」）を除きます。以下同じです。）の全部を消却する予定であ

るため、当行の平成30年3月31日時点における自己株式数（527,854株）及び第四銀行の平成30年3月31日時点における自己株式数（742,205株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、当行又は第四銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成30年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元（100株）未満の共同持株会社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能とする予定です。

② 割当ての内容の根拠及び理由

両行は、平成29年4月5日付で両行の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に向け協議・検討を進めていくことについて基本合意し、本株式移転の効力発生日を平成30年10月1日（予定）として本経営統合を行うことに向け、統合準備委員会を設置して協議・検討を進めてまいりました。

当行は、下記④「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、当行の第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関であるみずほ証券から平成30年3月22日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、上記①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

他方、第四銀行は、下記④「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、第四銀行の第三

者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関である野村證券から平成30年3月22日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、上記①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両行の市場株価、財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、両行は、最終的に上記①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率が妥当であるという判断に至り、平成30年3月23日に開催された両行の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

③ 算定に関する事項

ア. 算定機関の名称及び両行との関係

当行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるみずほ証券及び第四銀行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である野村證券は、いずれも当行及び第四銀行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ. 算定の概要

本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当行はみずほ証券を第三者算定機関として選定し、第四銀行は野村證券を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

みずほ証券は、両行の株式移転比率について、両行が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法による算定を行い、更に、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率の算定レンジは、第四銀行の普通

株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、当行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価基準法	0.49～0.50
2	類似企業比較法	0.46～0.59
3	DDM法	0.41～0.59

なお、市場株価基準法では、平成30年3月22日（以下「基準日」といいます。）を基準として、基準日の株価終値及び基準日までの1週間、1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各株価終値平均に基づき算定いたしました。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報及び公開情報を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っており、第三者機関への依頼も行っておりません。みずほ証券の株式移転比率の算定は、平成30年3月22日までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両行の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両行の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。なお、みずほ証券がDDM法において使用した算定の基礎となる両行の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

野村証券は、両行の株式移転比率について、両行が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されるDDM法を、それぞれ採用して算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、第四銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、当行の普通株式1株に割り当てる共同持株会社株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価平均法	0.49～0.50
2	類似会社比較法	0.48～0.53
3	DDM法	0.36～0.53

なお、市場株価平均法については、基準日の株価終値、平成30年3月15日から基準日までの5営業日の株価終値平均、平成30年2月23日から基準日までの1ヶ月間の株価終値平均、平成29年12月25日から基準日までの3ヶ月間の株価終値平均及び平成29年9月25日から基準日までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式移転比率の算定は、平成30年3月22日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両行の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両行の各々の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、野村證券がDDM法において使用した算定の基礎となる両行の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

④ 公正性を担保するための措置

当行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

当行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記②「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関としてみずほ証券を選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。当行は、第三者算定機関であるみずほ証券の分析及び意見を参考として第四銀行と交渉・協議を行い、上記①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の合意した株式移転比率により本株式移転を行うことを平成30年3月23日に開催された取締役会において決議いたしました。

また、当行はみずほ証券から平成30年3月22日付にて、本株式移転における株式移転比率は、当行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。みずほ証券のフェアネス・オピニオンに関する重要な前提条件等については別添をご参照ください。

イ. 独立した法律事務所からの助言

当行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、当行の意思決定の方法、過程その他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

他方、第四銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

第四銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記②「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関として野村証券を選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。第四銀行は、第三者算定機関である野村証券の分析及び意見を参考として当行と交渉・協議を行い、上記①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを平成30年3月23日に開催された取締役会において決議いたしました。

また、第四銀行は野村証券から平成30年3月22日付にて、本株式移転における株式移転比率は、第四銀行にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

イ. 独立した法律事務所からの助言

第四銀行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、第四銀行の意思決定の方法、過程その他の本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

別添：みずほ証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等

みずほ証券は、平成30年3月22日に本株式移転比率が、北越銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（以下、「本書」といいます。）を出状しておりますが、その出状にあたっては、以下の点を前提条件としております。

みずほ証券は、本書における意見表明にあたり、みずほ証券が検討した全ての公開情報及び両行からみずほ証券に提供され又はみずほ証券が両行と協議した財務その他の情報で本書における分析の実質的な根拠となった情報の全てが、正確かつ完全であることに依拠し、それを前提としております。なお、みずほ証券は、かかる情報の正確性若しくは完全性につき独自に検証は行っておらず、また、これらを独自に検証する責任又は義務を負いません。本書で表明される結論は、みずほ証券に提供され又はみずほ証券が両行と協議した情報について、かかる情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は本書交付時点で開示されていない事実や状況若しくは本書交付時点以降に発生した事実や状況（本書交付時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含む。）があった場合には、異なる可能性があります。みずほ証券は、各行の経営陣が、みずほ証券に提供され又はみずほ証券と協議した情報について、不完全若しくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としています。さらに、みずほ証券は、各行又はその関係会社の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含む。）又は引当につき独自に評価・査定を行っておらず、その会計上・税務上の評価額の妥当性ないし会計処理・税務処理の適正性について分析しておらず、いかなる評価、査定又は分析についても、独自に第三者から提供を受けたことはなく、また、第三者に要求しておりません。みずほ証券は、各行又はその関係会社の財産又は施設を検査する義務を負っておらず、また、倒産、破産等に関する法律に基づいて各行又はその関係会社の株主資本、支払能力又は公正価格についての評価を行っておりません。

本書作成にあたってみずほ証券が要求した情報のうち、各行から情報の提供又は開示を受けられず、又は提供若しくは開示を受けたもののそれが各行の企業価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、又はその他の方法によってもみずほ証券が評価の基礎として使用できなかったものについては、みずほ証券は、北越銀行の同意の下で、みずほ証券が合理的及び適切と考える仮定を用いています。みずほ証券のかかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが各行の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、みずほ証券は検証を行っておりません。

なお、みずほ証券が提供を受けた財務予測その他の将来に関する情報（将来の収益及び費用に関する予想、費用節減の見通し並びに各行の事業計画を含む。）については、両行及び両行の関係会社の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、各行の経営陣によって合理的に準備・作成されたことを前提とし、かつ、みずほ証券は、かかる財務予測及び事業計画の実現可能性について独自に検証することなく、これらの財務予測及び事業計画に依拠し、本書で言及される分析若しくは予想又はこれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明しておりません。本取引による両行統合

のシナジー効果については、みずほ証券は本書の交付時点において意見表明に重要な影響を及ぼす可能性を定量的に評価できる事項は認識しておらず、本書における検討ではこれを盛り込んでおりません。また、単独の企業としてか統合後であるかにかかわらず、両行の将来の見通し、計画又は存続可能性についていかなる意見も表明しておりません。みずほ証券は、法律、規制又は税務関連の専門家ではなく、かかる事項については、両行の外部専門家が行った評価に依拠しております。なお、本取引は、日本の法人税法上、両行につき課税されない取引であること、及び本取引に関するその他の課税関係が本株式移転比率に影響を及ぼさないことを前提としています。

みずほ証券は、独自に検証を行うことなく、本取引が適時に完了すること、並びに両行又は本取引で期待される利益に何らの悪影響を及ぼすことなく、本取引の完了に必要なすべての重要な、政府、規制当局その他の同意及び承認（法令又は契約に基づくものであるか否かを問わない。）を得ることができること、またかかる同意及び承認の内容が本株式移転比率に影響を及ぼさないこと、更に各行に対し規制当局その他により発令若しくは課された命令、措置その他の処分がある場合には、各行から開示を受けたものを除き、それが各行の今後の業績に与える影響が存在しないか又は今後も発生しないことを前提としています。また、各行並びにその関係会社のいずれも、本株式移転比率に重大な影響を及ぼすような契約、合意その他一切の書面を過去に締結しておらず、かつこのような決定を行っていないこと、また、将来も締結若しくは決定を行わないこと、及び本取引の実行により、将来、各行又はその関係会社が当事者として拘束される重要な合意に違反することとならず、かつ、かかる重要な合意を解除する権利又はかかる合意に基づき不履行を宣言し若しくは救済手段を行使する権利を生じさせないことを前提としています。みずほ証券は、各行から開示されたもののうち、本書における分析の基礎とした情報に記載のあるものを除き、各行及びその関係会社の訴訟若しくは紛争その他に関する偶発債務又は環境、税務若しくは知的財産権等に関する簿外債務は存在しないことを前提としています。

本書は、必然的に、本書の日付現在存在し、評価できる財務、経済、市場その他の状況を前提としており、かつ、本書の日付現在みずほ証券が入手している情報に依拠しています。また、本書の日付現在みずほ証券が入手している情報若しくは係る情報に潜在的に含まれている事実についても、本書の日付現在において係る情報・事実が両行の企業価値に及ぼす影響が必ずしも明らかではないものについては、みずほ証券は検討の対象としていません。従って、本書の日付以降に本書における検討の前提とした事実に変更若しくは影響が発生した場合、又は前記のように潜在的な事実が判明したことによる企業価値への影響が明らかになった場合等において、みずほ証券の意見が影響を受ける可能性があります。みずほ証券は本書を変更、更新、補足又は再確認する責任を負いません。

みずほ証券は、本取引に関連し北越銀行の財務アドバイザーとして、そのサービスの対価である手数料（本取引の完了を条件とする成功報酬を含みます。）を北越銀行から受領する予定です。北越銀行は、本書の提出に関連するものを含め、みずほ証券の関与によりみずほ証券に生じる一定の債務について、みずほ証券に対し補償することに合意しています。さらに、通常の業務過程において、又は本取引に関連して、みずほ証券及びみずほ証券を構成員とするみずほフィナンシャルグループ各社は、自己の勘定又は顧客の勘定で、両行のいずれか又はその関係会社の発行する一定の株式、債券その他の証券を含む各種の金融商品を引き受け、保有し又は売却することがあり、随時これらの金融商品のポジションを保有する可能性、並びに両行のいずれか又はその関係会社又はこれらの会社の発行する各種の金融商品に係るデリバティブ取引を行う可能性があります。また、みずほ証券及びみずほ証券を構成員とするみずほフィナンシャルグループ各社は、通常の業務過程において、又は、本取引に関連して、両行のいずれか又はその関係会社と融資その他の取引関係を有し、かかる行為について対価を受領する可能性があります。

みずほ証券は、本取引を進め、又はこれを実行することの前提となる北越銀行の経営上の意思決定に関し意見を提出することは要請されておらず、みずほ証券の意見はいかなる面においてもかかる事項を対象としていません。また、みずほ証券は、本取引以外の取引又は本取引と他の取引との優劣に関し意見を提出することを依頼されておらず、本書においてかかる意見を表明しておりません。みずほ証券は、北越銀行又は北越銀行取締役会に対し、本取引に関連して第三者による関心を募るよう勧誘する義務を負っておらず、且つかかる勧誘を行っておりません。

みずほ証券の意見は、本株式移転比率が本書の日付現在の北越銀行普通株主にとって財務的見地から妥当であるか否かに限定されており、みずほ証券は、北越銀行の他の種類の証券保有者、債権者その他の関係者にとっての本株式移転比率の妥当性について意見を表明するものではありません。さらに、みずほ証券は、両行のいずれかの取締役、執行役員若しくは従業員又はそれらに相当する者に対する、本取引に関連する報酬の額若しくはその性質、又はかかる報酬の妥当性に関し意見を表明しておりません。

(2) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

当行及び第四銀行は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

- | | |
|-----------|-----------------|
| ① 資本金の額 | 30,000,000,000円 |
| ② 資本準備金の額 | 7,500,000,000円 |
| ③ 利益準備金の額 | 0円 |

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、当行と第四銀行が協議の上、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

4. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

共同持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑥までの第1欄に掲げる当行又は第四銀行が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、それぞれその所有する当行又は第四銀行の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる共同持株会社の新株予約権をそれぞれ割当交付いたします。

第1欄		第2欄		
両行が発行している新株予約権		交付する共同持株会社の新株予約権		
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社第四銀行 第1回新株予約権	株式移転計画書 別紙2-①-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第1回新株予約権	株式移転計画書 別紙2-①-2 記載
②	株式会社第四銀行 第2回新株予約権	同別紙2-②-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第2回新株予約権	同別紙2-②-2 記載
③	株式会社第四銀行 第3回新株予約権	同別紙2-③-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第3回新株予約権	同別紙2-③-2 記載
④	株式会社第四銀行 第4回新株予約権	同別紙2-④-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第4回新株予約権	同別紙2-④-2 記載
⑤	株式会社第四銀行 第5回新株予約権	同別紙2-⑤-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第5回新株予約権	同別紙2-⑤-2 記載
⑥	株式会社第四銀行 第6回新株予約権	同別紙2-⑥-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第6回新株予約権	同別紙2-⑥-2 記載

	第1欄		第2欄	
	両行が発行している新株予約権		交付する共同持株会社の新株予約権	
	名称	内容	名称	内容
⑦	株式会社第四銀行 第7回新株予約権	同別紙2-⑦-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第7回新株予約権	同別紙2-⑦-2 記載
⑧	株式会社第四銀行 第8回新株予約権	同別紙2-⑧-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第8回新株予約権	同別紙2-⑧-2 記載
⑨	株式会社北越銀行 第1回株式報酬型新株予約権	同別紙3-①-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第9回新株予約権	同別紙3-①-2 記載
⑩	株式会社北越銀行 第2回株式報酬型新株予約権	同別紙3-②-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第10回新株予約権	同別紙3-②-2 記載
⑪	株式会社北越銀行 第3回株式報酬型新株予約権	同別紙3-③-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第11回新株予約権	同別紙3-③-2 記載
⑫	株式会社北越銀行 第4回株式報酬型新株予約権	同別紙3-④-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第12回新株予約権	同別紙3-④-2 記載
⑬	株式会社北越銀行 第5回株式報酬型新株予約権	同別紙3-⑤-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第13回新株予約権	同別紙3-⑤-2 記載
⑭	株式会社北越銀行 第6回株式報酬型新株予約権	同別紙3-⑥-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第14回新株予約権	同別紙3-⑥-2 記載
⑮	株式会社北越銀行 第7回株式報酬型新株予約権	同別紙3-⑦-1 記載	株式会社第四北越フィ ナンシャルグループ 第15回新株予約権	同別紙3-⑦-2 記載

(注) 各内容欄に記載した別紙は、株式移転計画書(写)の別紙を示し、「第113期定時株主総会 株主総会参考書類<別冊>(P.33~P.160)に記載しております。

5. 第四銀行に関する事項

(1) 最終事業年度（平成30年3月期）に係る計算書類等の内容

「第113期定時株主総会 株主総会参考書類＜別冊＞（P.1～P.32）」に記載のとおりであります。

なお、次の事項に係る情報につきましては、法令及び当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.hokuetsubank.co.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会参考書類には記載しておりません。

- ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 該当事項はありません。

6. 当行において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項（取締役となる者の氏名、生年月日、略歴その他取締役となる者についての事項）

共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する第四銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
さとうかつや 佐藤勝弥 (昭和30年7月8日生)	昭和53年4月 北越銀行入行 平成13年4月 同 江陽支店長 平成15年4月 同 総合企画部副部長 平成18年4月 同 新町支店長兼長岡北支店長 平成20年6月 同 人事部長 平成22年4月 同 融資部長 平成24年6月 同 取締役融資部長 平成25年6月 同 常務取締役 事務統括部、市場営業部の各業務担当 平成26年4月 同 常務取締役 事務統括部、事務サポート部、市場営業部の各業務担当 平成27年6月 同 専務取締役 新潟事務所の業務担当 平成28年6月 同 専務取締役 総合企画部、人事部、秘書室、東京事務所の各業務担当、関連会社の統括 平成29年6月 同 取締役頭取 現在に至る	(1) 4,400株 (2) -株 (3) 2,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 平成24年6月に北越銀行の取締役に就任後、融資部門、事務部門、市場営業部門、経営企画部門、人事部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。平成27年6月から同行の代表取締役、平成29年6月から同行の取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者としていたしました。</p>		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する第四銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
<p>なみ き ふじお 並木 富士雄 (昭和26年6月20日生)</p>	<p>昭和50年4月 第四銀行入行 平成10年8月 同 柏崎南支店長 平成12年2月 同 業務開発部長 平成14年2月 同 燕支店長 平成16年6月 同 三条支店長兼三条南支店長 平成17年6月 同 取締役三条支店長 平成18年6月 同 取締役上越駐在・高田支店長 平成19年4月 同 取締役兼執行役員上越駐在・高田支店長 平成20年4月 同 常務取締役営業本部長 営業統括部・リテール営業部・金融サービス部・経営相談所担当 平成21年6月 同 常務取締役 営業統括部・リテール営業部・金融サービス部・経営相談所担当 平成21年7月 同 常務取締役 営業統括部・リテール営業部・金融サービス部担当 平成22年6月 同 常務取締役 融資統括部・審査部・融資管理部担当 平成23年6月 同 専務取締役 総合企画部・融資統括部・審査部・融資管理部・東京事務所担当 平成24年6月 同 取締役頭取 取締役会議長 統轄・秘書室担当 現在に至る</p>	<p>(1) ー株 (2) 5,200株 (3) 5,200株</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 平成17年6月に第四銀行の取締役に就任後、営業部門、融資部門、経営企画部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。平成23年6月から同行の代表取締役、平成24年6月から同行の取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者としたしました。</p>		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する第四銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
はせがわ さとし 長谷川 聡 (昭和28年7月7日生)	昭和52年4月 第四銀行入行 平成10年2月 同 新発田西支店長 平成12年2月 同 業務開発部副部長 平成14年6月 同 糸魚川支店長 平成16年6月 同 亀田支店長 平成17年6月 同 長岡支店長 平成19年4月 同 執行役員三条支店長 平成20年4月 同 執行役員本店営業部長兼新潟空港出張所長 平成20年6月 同 取締役兼執行役員本店営業部長兼新潟空港出張所長 平成23年6月 同 常務取締役長岡ブロック営業本部長 総務部担当 平成24年6月 同 常務取締役 融資統括部・審査部・ 融資管理部担当 平成27年6月 同 専務取締役 総合企画部・人事部・ 東京事務所担当 平成29年4月 同 専務取締役 グループ戦略企画部・ 総合企画部・人事部・東京事務所担 当 平成29年6月 同 専務取締役 グループ戦略企画部・ 総合企画部・東京事務所担当 現在に至る	(1) ー株 (2) 2,200株 (3) 2,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 平成20年6月に第四銀行の取締役に就任後、総務部門、融資部門、経営企画部門、人事部門を統括するなど豊富な経験と幅広い知見を有しております。平成27年6月から同行の代表取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する第四銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
ひろ かわ かず よし 広川和義 (昭和36年8月19日生)	昭和60年4月 北越銀行入行 平成20年7月 同 人事部副部長 平成22年7月 同 宮内支店長 平成24年6月 同 事務統括部長 平成27年6月 同 取締役総合企画部長 平成29年6月 同 専務取締役、総合企画部、人事部、秘書室、東京事務所の各業務担当、関連会社の統括 現在に至る	(1) 1,200株 (2) 一株 (3) 600株
<p>【取締役候補者とした理由】 平成27年6月に北越銀行の取締役に就任後、経営企画部門、人事部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。平成29年6月から同行の代表取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>		
わた なべ たく や 渡邊卓也 (昭和31年9月7日生)	昭和55年4月 第四銀行入行 平成14年2月 同 堀之内支店長 平成15年6月 同 総合企画部副部長 平成18年6月 同 人事役 平成20年4月 同 市場運用部長 平成22年6月 同 執行役員市場運用部長 平成26年6月 同 常務取締役 市場運用部・国際部・総務部担当 平成28年6月 同 常務取締役 市場運用部・国際部担当 平成29年3月 同 常務取締役 市場運用部担当 現在に至る	(1) 一株 (2) 2,500株 (3) 2,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 平成26年6月に第四銀行の取締役に就任後、有価証券運用部門、国際部門、総務部門を統括し、その職務・職責を適切に果たしており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する第四銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
おばら きよ ふみ 小原 清文 (昭和33年9月28日生)	昭和57年4月 第四銀行入行 平成17年3月 同 三条北支店長 平成18年6月 同 総合企画部副部長 平成21年6月 同 総合企画部長 平成24年6月 同 執行役員東京支店長兼東京事務所長 平成27年6月 同 執行役員コンサルティング推進部長 平成28年6月 同 常務取締役営業本部長兼地方創生推進本部長兼コンサルティング推進部長 営業統括部担当 平成29年6月 同 常務取締役営業本部長兼地方創生推進本部長 営業統括部・コンサルティング推進部・システム部担当 現在に至る	(1) 一株 (2) 1,700株 (3) 1,700株
【取締役候補者とした理由】 平成28年6月に第四銀行の取締役に就任後、営業部門、システム部門を統括し、その職務・職責を適切に果たしており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。		
たか はし まこと 高橋 信 (昭和37年2月23日生)	昭和60年4月 北越銀行入行 平成20年7月 同 総合企画部上席調査役 平成21年7月 同 五泉支店長 平成23年6月 同 営業統括部副部長兼営業推進役 平成24年7月 同 融資部付上席調査役 平成25年6月 同 融資部長 平成27年6月 同 営業統括部長 平成29年6月 同 取締役総合企画部長 現在に至る	(1) 1,900株 (2) 一株 (3) 950株
【取締役候補者とした理由】 平成29年6月に北越銀行の取締役に就任後、第四銀行との経営統合等の業務を所管する総合企画部長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する第四銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
うえ ぐり みち ろう 殖 栗 道 郎 (昭和37年12月24日生)	昭和61年4月 第四銀行入行 平成20年4月 同 柏崎南支店長 平成21年6月 同 総合企画部副部長 平成24年6月 同 総合企画部長 平成27年6月 同 東京支店長兼東京事務所長 平成28年6月 同 執行役員東京支店長兼東京事務所長 平成29年4月 同 執行役員グループ戦略企画部長 平成29年6月 同 取締役兼執行役員グループ戦略企画部長 現在に至る	(1) 一株 (2) 1,400株 (3) 1,400株
<p>【取締役候補者とした理由】 平成29年6月に第四銀行の取締役に就任後、北越銀行との経営統合等の業務を所管するグループ戦略企画部長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>		

- (注) 1. 所有する両行の株式の数は、平成30年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式の数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持株会社の株式の数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と両行との間には特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

8. 共同持株会社の監査等委員である取締役となる者についての会社法施行規則第74条の3に規定する事項（取締役となる者の氏名、生年月日、略歴その他監査等委員である取締役となる者についての事項）

共同持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する第四銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
かわい しんじろう 河合 慎次郎 (昭和34年5月19日生)	昭和57年4月 第四銀行入行 平成18年6月 同 長岡西支店長 平成20年4月 同 融資統括部副部長 平成23年3月 同 融資統括部長 平成26年2月 同 総務部長 平成26年6月 同 執行役員新発田支店長 平成28年2月 同 執行役員監査部長 平成29年6月 同 取締役（常勤監査等委員） 現在に至る	(1) 一株 (2) 4,700株 (3) 4,700株

【取締役候補者とした理由】

平成29年6月に第四銀行の監査等委員である取締役に就任後、これまでの豊富な経験と幅広い見識を活かし、その職務・職責を適切に果たしており、新たに設立する共同持株会社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する第四銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
<p style="text-align: center;"> 社外 独立 ふくはら ひろし 福原 弘 (昭和21年1月1日生) </p>	<p>昭和50年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 昭和53年4月 法律事務所開設 虎ノ門カレッジ法律事務所所長（現任） 平成17年6月 堀田丸正株式会社社外監査役 平成19年6月 株式会社ヤマノホールディングス社外監査役（現任） 平成24年6月 北越銀行社外監査役 平成24年7月 株式会社システム情報社外監査役 平成26年6月 北越銀行社外取締役 平成28年6月 堀田丸正株式会社社外監査役退任 平成28年12月 株式会社システム情報社外監査役退任 現在に至る</p>	<p>(1) 3,700株 (2) 一株 (3) 1,850株</p>

【社外取締役候補者とした理由】

平成24年6月に北越銀行の社外監査役に就任後、平成26年6月からは同行の社外取締役として、弁護士としての法律に関する知見を活かし、その職務・職責を適切に果たしており、新たに設立する共同持株会社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献できる人物であると判断し、社外取締役候補者いたしました。

【独立性に関する事項】

福原弘氏が所長を務める虎ノ門カレッジ法律事務所と両行との取引関係はございません。
 なお、本議案が承認され、共同持株会社が設立、上場された場合には、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

<p style="text-align: center;"> 社外 独立 おだとし ぞう 小田 敏三 (昭和25年6月8日生) </p>	<p>昭和49年4月 株式会社新潟日報社入社 平成20年3月 同社 取締役 平成22年3月 同社 常務取締役 平成25年3月 同社 専務取締役 平成26年3月 同社 代表取締役社長（現任） 平成27年6月 第四銀行 社外監査役 平成28年6月 同 社外取締役（監査等委員） 現在に至る</p>	<p>(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株</p>
--	---	---

【社外取締役候補者とした理由】

平成27年6月に第四銀行の社外監査役に就任後、平成28年6月からは同行の監査等委員である社外取締役として、公共性・倫理性の高い報道機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、その職務・職責を適切に果たしており、新たに設立する共同持株会社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献できる人物であると判断し、社外取締役候補者いたしました。

【独立性に関する事項】

両行は、小田敏三氏が代表取締役を務める株式会社新潟日報社と取引がございりますが、平成29年度の同社の連結売上高に占める両行との取引額、両行の連結業務粗利益に占める同社との取引額、のいずれにおいても1%未満であること等から、独立性を十分有しております。

なお、本議案が承認され、共同持株会社が設立、上場された場合には、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する第四銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
<p style="text-align: center;"> 社外 独立 まつ もと かず あき 松 本 和 明 (昭和45年11月4日生) </p>	<p>平成11年 4月 長岡短期大学経営情報学科専任講師 平成17年 4月 長岡大学産業経営学部産業経営学科助教授 平成18年 4月 長岡工業高等専門学校非常勤講師 (現任) 平成19年 4月 長岡大学経済経営学部人間経営学科准教授 平成23年 4月 明治大学大学院経営学研究科兼任講師 (現任) 平成24年 4月 長岡大学経済経営学部人間経営学科教授 平成27年 4月 長岡技術科学大学工学部非常勤講師 (現任) 平成28年 4月 新潟国際情報大学国際学部非常勤講師 (現任) 平成29年 4月 長岡大学経済経営学部経済経営学科教授 (現任) 現在に至る</p>	<p>(1) ー株 (2) ー株 (3) ー株</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由】 松本和明氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、長岡大学経済経営学部教授として教鞭を執っておられるなど、経済経営学に関する知見と見識・専門性を活かし、新たに設立する共同持株会社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献できる人物であると判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>【独立性に関する事項】 本議案が承認され、共同持株会社が設立、上場された場合には、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。</p>		

- (注) 1. 所有する両行の株式の数は、平成30年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式の数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持株会社の株式の数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と両行との間には特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 増田宏一氏、福原弘氏、小田敏三氏及び松本和明氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 監査等委員である社外取締役との責任限定契約について増田宏一氏、福原弘氏、小田敏三氏、及び松本和明氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、共同持株会社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 河合慎次郎氏、増田宏一氏及び小田敏三氏（以下総称して「三氏」といいます。）は、平成30年6月26日に開催予定の第四銀行の定時株主総会において第四銀行の取締役（監査等委員）候補者となっておりますが、本議案が承認可決され、当該定時株主総会において三氏が第四銀行の取締役（監査等委員）として選任された場合、三氏は、本株式移転の効力発生日の前日（同年9月30日予定）をもって第四銀行の取締役を辞任し、本株式移転の効力発生日（同年10月1日予定）付けで共同持株会社の取締役（監査等委員）に就任する予定であります。
6. 福原弘氏は、現在、北越銀行の社外取締役に就任しておりますが、本議案が承認可決された場合、本株式移転の効力発生日の前日（平成30年9月30日予定）をもって北越銀行の取締役に辞任し、本株式移転の効力発生日（同年10月1日予定）付けで共同持株会社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。

9. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項
共同持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。(平成30年3月31日現在)

名 称	有限責任 あずさ監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都新宿区津久戸町1番2号	
沿革	昭和60年7月 監査法人朝日新和会計社設立 平成5年10月 井上斎藤英和監査法人と合併し、名称を朝日監査法人とする 平成16年1月 あずさ監査法人と合併し、名称をあずさ監査法人とする 平成22年7月 有限責任監査法人へ移行し、名称を「有限責任 あずさ監査法人」とする	
監査関与会社数	3,581社	
資本金	3,000百万円	
構成人員	公認会計士	3,239名 (代表社員32名、社員516名)
	会計士補	8名
	会計士試験合格者	1,102名
	監査補助職員	981名 (特定社員35名、うち代表社員1名)
	その他職員	687名
	合 計	6,017名

(注) 有限責任 あずさ監査法人を会計監査人候補者とした理由は、同監査法人が共同持株会社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び内部管理体制等を有しており、適任であると判断したためであります。

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役荒城哲氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。

つきましては、新たに取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
<p>新任</p> <p>やま だ もと 山 田 基 (昭和38年1月13日生)</p>	<p>昭和60年4月 当行入行 平成20年4月 同 前橋支店長 平成22年4月 同 新津支店長 平成23年10月 同 融資部副部長 平成25年4月 同 融資第二部上席調査役 平成27年4月 同 融資部部付部長 平成27年6月 同 融資部長 平成29年4月 同 三条支店長 現在に至る</p>	<p>2,607株</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 融資部門等に携わるほか、営業店長を務めるなど、豊富な業務経験と実績を有しております。こうした経験や知識を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。</p>		

(注)候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
いづよしはる 伊津良治 (昭和25年2月10日生)	昭和61年4月 弁護士登録(新潟県弁護士会) 伴昭彦法律事務所入所 平成6年4月 伊津良治法律事務所開設(新潟市) 平成8年4月 新潟県弁護士会副会長 平成19年4月 阿賀町入札監視委員 平成21年4月 新潟家庭裁判所家事調停委員(現任) 平成24年6月 新潟県健康づくり財団理事(現任) 平成24年7月 法務局人権擁護員(現任) 平成24年12月 北陸地方整備局 コンプライアンス・アドバイザー委員(現任) 平成29年3月 阿賀町入札監視委員退任 現在に至る	一株
<p>【補欠の社外監査役候補者とした理由】 伊津良治氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年の弁護士として培われた専門的な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。</p> <p>【独立性に関する事項】 当行は、伊津良治氏が社外監査役に就任された場合、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定であります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊津良治氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。
3. 社外監査役との責任限定契約について

当行は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外監査役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨定めております。伊津良治氏が監査役に就任された場合、社外監査役として当行との間で、責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 会計監査人選任の件

当行の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本総会の終結をもって任期満了となります。つきましては、監査役会の決定に基づき、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任することをお願いいたしたいと存じます。

なお、本会計監査人の選任は、第2号議案「株式会社第四銀行との株式移転計画承認の件」が承認可決されることを条件といたします。

監査役会が有限責任 あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、以下のとおりであります。

当行は株式会社第四銀行と平成30年10月1日（予定）に共同持株会社である株式会社第四北越フィナンシャルグループを設立し、経営統合を行うことで合意しております。共同持株会社設立に関する株式移転計画書において、株式会社第四北越フィナンシャルグループは設立時の会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任する計画であり、会計監査人を統一することでグループにおける連結決算監査及びガバナンスの有効性、効率性等の向上が図られると判断したためであります。

また、有限責任 あずさ監査法人は当行の会計監査人に求められる専門性、独立性及び内部管理体制を有しており、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地及び沿革等は、次のとおりであります。

(平成30年3月31日現在)

名 称	有限責任 あずさ監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都新宿区津久戸町1番2号	
沿 革	昭和60年7月 監査法人朝日新和会計社設立 平成5年10月 井上斎藤英和監査法人と合併し、名称を朝日監査法人とする 平成16年1月 あずさ監査法人と合併し、名称をあずさ監査法人とする 平成22年7月 有限責任監査法人へ移行し、名称を「有限責任 あずさ監査法人」とする	
監査関与会社数	3,581社	
資本金	3,000百万円	
構成人員	公認会計士	3,239名 (代表社員32名、社員516名)
	会計士補	8名
	会計士試験合格者	1,102名
	監査補助職員	981名 (特定社員35名、うち代表社員1名)
	その他職員	687名
	合 計	6,017名

第6号議案 役員賞与支給の件

当期在任の取締役17名（うち社外取締役2名）及び監査役4名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額25,000,000円（取締役分18,920,000円（うち社外取締役分3,040,000円）、監査役分6,080,000円）を支給することといたしたいと存じます。

なお各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

【ご参考】

当行が定める社外役員の独立性に関する判断基準は以下のとおりです。

＜社外役員の独立性に関する判断基準＞

当行における社外取締役及び社外監査役候補は、原則として、現在又は最近（注1）において以下のいずれの要件にも該当しないものとしております。

- (1) 当行を主要な取引先とする者又はその者が法人等である場合はその業務執行者
- (2) 当行の主要な取引先又はその者が法人等である場合はその業務執行者
- (3) 当行から役員報酬以外に多額（注2）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家等
- (4) 当行を主要な取引先とするコンサルティング会社、会計事務所又は法律事務所等の社員等
- (5) 当行から多額の寄付等を受ける者又はその者が法人等である場合はその業務執行者
- (6) 当行の主要株主又はその者が法人等である場合はその業務執行者
- (7) 次に掲げる者（重要（注3）でない者を除く）の近親者（注4）
 - A. 上記(1)～(6)に該当する者
 - B. 当行及びその子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等

(注1) 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役及び社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合を含む

(注2) 過去3年平均で、年間10百万円以上

(注3) 会社の役員・部長クラスの者又は会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等

(注4) 二親等内の親族

以 上

第113期（平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで）事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

イ 主要な事業内容

当行は、新潟県内を主要な営業基盤とする地方銀行として、本店のほか支店83カ店において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、投資信託・保険の窓販業務、内国為替業務、外国為替業務等の銀行業務を行っております。

ロ 金融経済環境

平成29年度のわが国経済を顧みますと、海外経済が回復するもとで輸出や生産が堅調に推移するとともに、雇用・所得環境の改善がすすむなかで個人消費が持ち直すなど、景気は緩やかな回復基調をたどりしました。

新潟県経済につきましては、設備投資や個人消費において一部弱い動きがみられたものの、全体としては生産面を中心に緩やかに持ち直し、回復にむけた動きが続きました。

金融環境につきましては、前期末に18,909円だった日経平均株価の終値は、堅調な企業業績のほか、米国の減税政策等を受け、期末には21,454円となりました。

また、長期金利の指標となる新発10年国債の利回りにつきましては、日本銀行の金融緩和政策の影響により、29年度を通じて概ね0%台で推移しました。

ハ 事業の経過及び成果

このような環境のなか、当行では第19次となる長期経営計画（計画期間：平成29年4月～平成32年3月）にもとづく取組みをすすめてまいりました。

個人のお客さまにつきましては、ライフプランに沿ったご融資や資産運用ニーズに合わせた多様な商品をご用意するなど、皆さまの一層の利便性向上に努めております。

特に資産運用につきましては、平成29年8月に「お客さま本位の業務運営に関する方針」を公表し、この方針に基づき、お客さまの最善の利益の実現にむけて良質な金融サービスの提供に努めております。

平成29年度は窓口販売の投資信託を4ファンド追加いたしました。また、お客さまのファンド選定をサポートするAI（人工知能）であるロボ・アドバイザー「Funds Robo」を平成29年4月から当行ホームページに導入し、これに対応したインターネットバンキング専用の投資信託23ファンドの取扱いを開始いたしました。インターネットでのお

取引きにつきましては同月から投資信託口座開設の受付を開始したほか、投資信託の値動きや分配金のお受取りをご指定のメールアドレスにお知らせする「投資信託お知らせサービス」を平成29年5月から開始し、また平成29年10月からインターネットでの投資信託のお申込み手数料にかかるキャッシュバック率を10%から30%へ引き上げるなど、お客さまからますます便利にお使いいただけるようサービスの向上を図っております。

平成29年度税制改正により導入された「つみたてNISA」につきましては、平成29年10月から口座利用申込みの受付を開始し、平成30年1月から対象商品9ファンドをご用意し、ご購入申込みの取扱いを開始しております。

また、資産づくりを始める際に役立つ投資の基本や、世界の金融経済情勢及び中長期的な日本経済の展望などをテーマにした「投資信託お客さまセミナー」を県内2会場において計8回開催いたしました。

保険につきましては個人のお客さま向け4商品、法人のお客さま向け2商品をラインナップに追加したほか、平成29年4月から「ペット保険」の取扱いを開始いたしました。また、平成29年10月から県内金融機関では初めてタブレット端末を活用した生命保険販売を開始し、お客さまへの保険提案からご契約まで全ての手続きをタブレット端末で行うことにより、書類記入のご負担を削減するとともに保険証券のお届けも早くなるなど、お客さまの利便性向上を図っております。

平成28年7月に取扱いを開始しましたスマートフォンアプリ「スマホがホクギン」につきましてはダウンロード数が順調に伸びているなか、「スマホがホクギン」をご利用のお客さま向けにロボ・アドバイザーにより世界各国のETF（上場投資信託）に分散投資ができる「THEO+北越銀行」のサービスを平成29年12月から開始いたしました。

個人ローンにつきましては、住宅ローンのガン保障付き団体信用生命保険に金利上乗せ不要でご加入いただける「ガン団信 金利上乗せ不要キャンペーン」を継続実施しているほか、マイカーローンについて通常金利よりも金利を引き下げる「特別金利キャンペーン」を実施しております。また、60歳以上のお客さまの住宅新築や購入、リフォームなどの資金ニーズにお応えするため平成29年12月から「リバースモーゲージ型住宅ローン」の取扱いを開始いたしました。

一方、法人のお客さまにつきましては、事業承継に関するご相談や成長分野への参入支援などコンサルティング機能の発揮に努めるとともに、お客さまの事業内容、業界特性、成長戦略などを適切に把握する「事業性評価」を重視したご融資や各種ソリューションの提案を通じて、経営課題の解決にむけた取組みをすすめております。

平成29年度においては当行の創業140年を記念し、一層の地域貢献を行っていくため、寄付型融資「創業140年記念 地方創生応援ファンド」の取扱いを実施いたしました。平成

29年6月から11月の取扱期間中に約325億円の融資を行い、その収益の一部である1,600万円を新潟県に寄付しております。また、平成29年10月から平成30年3月にかけて、収益の一部を「公益財団法人 北銀奨学会」に寄付する「創業140年記念 米百俵 私募債ファンド」の取扱いを行いました。

お客様の事業展開にむけたソリューション提案に関しましては、税制改正や省エネ補助金等公的支援の活用セミナーを県内2会場で計4回開催したほか、平成30年度の診療報酬・介護報酬のダブル改定等を踏まえた医療・介護事業の経営戦略に関するセミナーを計3回開催いたしました。また、お客様のベトナム市場への進出や販路開拓などを支援するため、当行と新潟県、公益財団法人にいがた産業創造機構など地方銀行・自治体14団体とともに第2回「FBCハノイ2018 ものづくり商談会」を平成30年3月に共催し、当行は商談会に出展されるお客様に対して出展から現地におけるビジネスマッチングまで一貫したサポートを実施いたしました。

加えて、地方創生への積極的な関わりが求められるなか、平成29年9月に当行は柏崎市と地方創生にむけた連携協定書を締結し、平成29年12月には同協定に基づき事業承継・M&Aセミナーを共同開催いたしました。また、長岡市との「地域密着型包括連携協定」に基づくイベントとして、企業の後継者育成、自社株承継対策などに関するセミナーを平成30年3月に共同開催しております。

こうした取組みに努めました結果、当期の業績につきましては、預金等（譲渡性預金を含む）は、前期比で977億円増加し、期末残高は25,721億円となりました。貸出金は前期比で1,521億円増加し、期末残高は16,981億円、有価証券の期末残高は8,317億円となりました。

また、収益につきましては、資金利益が減少したものの、役務取引等利益や有価証券関係損益の増加などから、経常利益は98億円、当期純利益は71億円となりました。

なお、当行グループ全体での連結経常利益は97億円、親会社株主に帰属する当期純利益は68億円となりました。

二 当行の対処すべき課題

人口減少等の影響により地域経済の縮小が懸念されるとともに、金融緩和政策の長期化などにより引き続き厳しい収益環境が想定されるなか、経営基盤の強靱化を図り、いかなる環境変化にも耐えうる収益構造へ変革していくことが大きな課題であると認識しております。

このような認識のもと、当行では、「最適なソリューションを通じて、お客様との共通価値を創出し、地元の発展に力を尽くす銀行」を経営目標とする第19次長期経営計画（計画期間：平成29年4月～平成32年3月）の実現にむけた取組みをすすめております。

平成30年度につきましては、「ソリューション営業の深化と効率的な営業推進を通じて

収益力を高める」ことを経営方針に掲げ、さらなる信頼向上と真に求められる金融サービスの提供に努めてまいります。

また、第四銀行との経営統合につきましては、平成29年4月5日の基本合意後、両行による協議・検討をすすめてまいりましたが、本年3月23日に経営統合契約書を締結し、5月11日に株式移転計画書を作成いたしました。

本株主総会でのご承認と関係当局の許認可等が得られることを前提として、共同株式移転の方式により、本年10月1日に両行の完全親会社となる「株式会社第四北越フィナンシャルグループ」を設立いたします。

新金融グループは、これまで長きにわたり築き上げてきたお客さまとの信頼関係、地域とのネットワークを土台として、従来以上に付加価値の高い金融仲介機能及び情報仲介機能を発揮し、経営統合の第一の目的である「地域への貢献」の早期実現にむけて取り組んでまいります。

今後とも、株主の皆さまやお客さまの信頼と期待にお応えするため、役職員一丸となって取り組んでまいる所存ですので、従来にも増してご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預 金	22,203	22,887	23,628	24,633
定期性預金	9,493	9,393	9,224	9,066
その他	12,710	13,494	14,404	15,566
貸 出 金	14,726	15,150	15,459	16,981
個人向け	3,659	3,817	3,895	4,026
中小企業向け	5,700	6,302	6,279	6,696
その他	5,366	5,030	5,284	6,258
商品有価証券	14	13	14	15
有 価 証 券	9,428	9,363	9,949	8,317
国 債	4,952	4,657	5,257	3,771
その他	4,475	4,705	4,691	4,546
総 資 産	26,109	27,019	27,266	27,998
内 国 為 替 取 扱 高	148,777	141,287	137,481	141,319
外 国 為 替 取 扱 高	1,462 ^{百万ドル}	1,259 ^{百万ドル}	986 ^{百万ドル}	1,141 ^{百万ドル}
経 常 利 益	10,571 ^{百万円}	12,109 ^{百万円}	8,326 ^{百万円}	9,836 ^{百万円}
当 期 純 利 益	5,901 ^{百万円}	7,332 ^{百万円}	6,707 ^{百万円}	7,161 ^{百万円}
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	24 23 ^{円 銭}	303 93 ^{円 銭}	280 11 ^{円 銭}	298 68 ^{円 銭}

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。
3. 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、1株当たり当期純利益については、平成27年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(ご参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
連結経常収益	570	578	482	486
連結経常利益	118	130	91	97
親会社株主に帰属する 当期純利益	64	77	67	68
連結純資産額	1,135	1,180	1,159	1,201
連結総資産	26,168	27,048	27,291	28,022

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,490人	1,486人
平均年齢	39年 7月	40年 0月
平均勤続年数	16年 1月	16年 6月
平均給与月額	395千円	395千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、平成30年3月中（前年度は平成29年3月中）の平均金額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末	前年度末
新潟県	79店 うち出張所 (←)	79店 うち出張所 (←)
群馬県	2 (←)	2 (←)
埼玉県	2 (←)	2 (←)
東京都	1 (←)	1 (←)
合計	84 (←)	84 (←)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を30カ所（前年度末31カ所）、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を22,668カ所（新潟県内450カ所、県外22,218カ所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,894カ所（新潟県内96カ所、県外12,798カ所）それぞれ設置しております。

□ 当年度新設営業所
 該当ありません。

(注) 1. 店舗外現金自動設備の新設
 該当ありません。
 2. 店舗外現金自動設備の廃止
 原信マーケットシティ河渡

- ハ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。
- 二 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,504
---------	-------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
営業店端末更改	1,054
六日町支店新築	628

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「六日町支店新築」は、当年度中の投資額であります。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設 立 年月日	資本金	当行が有する 子会社等の議 決権比率	その他
北越リース株式会社	新潟県長岡市今朝白一丁目9番20号	リース業務	昭和57年 11月1日	百万円 100	% 100.00	—
北越カード株式会社	新潟県長岡市今朝白一丁目9番20号	信用保証業務、クレジットカード業務	昭和58年 6月1日	20	100.00	—
北越信用保証株式会社	新潟県長岡市宮原二丁目13番23号	信用保証業務	昭和61年 8月20日	210	100.00	—
株式会社 ホクギン経済研究所	新潟県長岡市表町三丁目2番地1	経済・社会に関する調査研究、情報提供	平成9年 7月1日	30	5.00	—

(注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当年度末において連結対象子会社は上記の重要な子会社等の4社であり、持分法適用会社はありません。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 新潟県内に本店（本所）を置く地方銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、新潟県信用農業協同組合連合会及び系統農協、労働金庫の提携により、口座振替による代金を回収する資金決済サービス（N Bセンター代金回収サービス）を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
8. 株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
9. 株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行及び株式会社第四銀行との間で、「T S U B A S A アライアンスに関する基本合意書」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況
該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項
株式会社第四銀行との経営統合につきましては、(1) 事業の経過及び成果等 二 当行の対処すべき課題に記載のとおりです。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	その他
荒 城 哲	取締役会長(代表取締役)		
佐 藤 勝 弥	取締役頭取(代表取締役)		
広 川 和 義	専務取締役(代表取締役) 総合企画部・人事部・秘書室・ 東京事務所担当、関連会社の統括		
室 本 一 郎	常務取締役 融資部・市場営業部担当		
海 津 博 之	常務取締役 事務統括部・事務サポート部・ リスク統括部・総務部担当		
熊 倉 哲	常務取締役 新潟駐在・新潟事務所担当		
佐 藤 輝	常務取締役 営業統括部・ダイレクトチャネル 推進部・ソリューション営業 部・国際業務部担当		
渡 辺 雅 美	取締役 新潟支店長		
高 橋 隆 二	取締役 融資部長		
高 橋 信	取締役 総合企画部長		
星 浩 喜	取締役 本店営業部長		
福 原 弘	取締役(社外取締役)	弁護士 (虎ノ門カレッジ法律事務所所長) 株式会社ヤマノホールディングス監査役	
竹 内 希 六	取締役(社外取締役)	株式会社新潟日報社顧問 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会会長	
豊 岡 幹 也	常勤監査役		
野 水 秀 一	常勤監査役		
北 村 敏 雄	監査役(社外監査役)	公認会計士 (北村公認会計士事務所所長)	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
渡 邊 四 朗	監査役(社外監査役)	日本容器工業株式会社取締役会長 株式会社エヌワイケイ取締役会長 株式会社水澤代表取締役 株式会社丸共代表取締役会長 株式会社クリーンリード代表取締役	

(注) 社外取締役 福原弘氏、社外取締役 竹内希六氏及び社外監査役 北村敏雄氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	17人	255(56)
監 査 役	4	52(6)
計	21	307(62)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬等には、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の合計額を記載しております。
3. 括弧内書の金額は、報酬以外の職務遂行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の金額であり、以下のもが含まれております。
・当事業年度における役員賞与引当金繰入額（取締役18百万円、監査役6百万円）
・当事業年度における株式報酬型ストック・オプションの報酬額（取締役37百万円）
4. 上記以外に取締役に対する使用人としての報酬等として42百万円（うち賞与3百万円）があります。
5. 株主総会で定められた取締役に対する報酬限度額は確定金額報酬年額250百万円以内、監査役に対する報酬限度額は確定金額報酬年額65百万円以内であります。また、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての報酬等の限度額は年額70百万円以内であります。
6. 取締役（社外取締役を除く）の報酬体系については、確定金額報酬、役員賞与及びストック・オプション報酬とし、社外取締役については、確定金額報酬及び役員賞与としております。
なお、確定金額報酬及び役員賞与には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
監査役の報酬体系については、確定金額報酬及び役員賞与としております。
各取締役及び監査役への配分等については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役の報酬については取締役会の決議により、監査役の報酬については監査役の協議により、これを決定しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
福 原 弘	会社法第423条第1項の賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
竹 内 希 六	同 上
北 村 敏 雄	同 上
渡 邊 四 朗	同 上

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼 職 そ の 他 の 状 況
福原 弘	弁護士（虎ノ門カレッジ法律事務所所長） 株式会社ヤマノホールディングス監査役
竹内 希六	株式会社新潟日報社顧問 当行は同社と通常の銀行取引を行っております。 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会会長 当行は同法人と通常の銀行取引を行っております。
北村 敏雄	公認会計士（北村公認会計士事務所所長） 当行は同事務所と通常の銀行取引を行っております。
渡邊 四朗	日本容器工業株式会社取締役会長 株式会社エヌワイケイ取締役会長 株式会社水澤代表取締役 株式会社丸共代表取締役会長 株式会社グリーンリード代表取締役 当行は上記5社と通常の銀行取引を行っております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における 発言その他の活動状況
福原 弘	5年9か月	取締役会出席12回（14回開催中）	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
竹内 希六	2年9か月	取締役会出席12回（14回開催中）	主に経営の実務を踏まえた見地からの発言を行っております。
北村 敏雄	9年7か月	取締役会出席12回（14回開催中） 監査役会出席12回（12回開催中）	主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
渡邊 四朗	5年9か月	取締役会出席12回（14回開催中） 監査役会出席11回（12回開催中）	主に経営の実務を踏まえた見地からの発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の 合 計	4人	24 (6)	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 報酬等には、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の合計額を記載しております。
 3. 括弧内書の金額は、報酬以外の職務遂行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の金額であり、当事業年度における役員賞与引当金繰入額6百万円（社外取締役3百万円、社外監査役3百万円）であります。

(4) 社外役員の意見 該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 60,000千株
 発行済株式の総数 24,514千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 9,333名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,255 ^{千株}	13.57%
明治安田生命保険相互会社	1,216	5.07
三星金属工業株式会社	1,003	4.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	588	2.45
北越銀行従業員持株会	558	2.32
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	439	1.83
坂井商事株式会社	434	1.81
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	429	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	424	1.77
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	400	1.66

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 当行は自己株式を527千株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 五十嵐 朗 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大島 伸一 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 細野 和也	57	(注)3 (注)4 (注)5

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行と会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額が明確に区分されておらず、かつ、実質的にも区分が困難であるため、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
 3. 当行監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画・監査の遂行状況、及び当事業年度の監査計画における監査体制・監査時間・報酬見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 4. 報酬等には公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価として支払うべき報酬等が含まれております。なお、非監査業務の内容は経営統合に関する会計アドバイザー業務であります。
 5. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は57百万円であります。

- (2) 責任限定契約
該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づいて会計監査人を解任いたします。

このほか、会計監査人が監査を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、当行監査役会は会計監査人を解任又は不再任とする株主総会議案を決議し、当行取締役会は、当該決議に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制

会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について以下のとおり決議しております。

イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令や定款に適合することを確保するための体制

当行はコンプライアンス態勢の強化を経営の最重要課題と位置づけ、全ての取締役及び使用人が、企業倫理の確立を目的として制定した「北越銀行行動憲章」をはじめコンプライアンスに関する各種規程、マニュアルに則り、法令やルールを遵守して、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。

業務運営においては、取締役会でコンプライアンス計画のほか重要事項を決定し、コンプライアンス統括部署であるリスク統括部法務室、各業務担当部門、各店舗に配置する法令遵守担当者を通じて、コンプライアンスの徹底に組織的かつ積極的に取り組みます。

取締役及び使用人の職務執行における適合性チェックについては、監査役による監査、内部監査部門である監査部による検証のほか、内部通報制度を含めたコンプライアンス違反の報告体制の整備とルールの徹底等によりその機能を確保します。

財務報告における信頼性の確保については、「財務報告に係る内部統制構築の方針及び基本的計画」に基づき、財務報告に係る内部統制が適切に整備・運用される体制を構築します。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という）の取扱いは、当行規程及びこれに関する各管理要領・マニュアル等に従い適切に保存・管理（廃棄を含む）を行い、必要に応じて管理・運用状況の検証、各規程等の見直しを行います。

また、職務執行情報は、その定める保存期間内において、取締役及び監査役の求めに依りいつでも閲覧・検索可能な状態で保存します。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行では、リスク・リターンについてバランスのとれた経営を目指し、「統合的リスク管理方針」においてリスク管理の基本的な考え方を明示するとともに、「統合的リスク管理規程」で管理対象とするリスクや管理体制等を体系的に定めて、適切なリスク管理に努めてまいります。

取締役会は、リスク管理に関する基本方針及び管理態勢について決定するほか、重要なリスク管理の状況について報告を受け、必要な意思決定を行います。

リスク管理に関する体制として、リスク統括部を統括部署とし、各リスク毎に主管部

署を定め管理規程を制定して具体的な取組みをすすめるほか、各種会議・委員会設置によりリスク管理に係る個別のテーマ及び重要事項への対応を行います。

また、監査部は各リスク管理規程及び管理方針等に基づいた適切な業務運営がなされているか検証します。

二 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会が決議した基本方針に基づく執行方針及び計画の決定等、取締役会から委任を受けた事項について協議・決定を行う機関として、常務取締役以上の役付役員により構成される常務会を設置し、経営の意思決定の迅速化を図ることとします。

また、取締役会への付議事項については、予め常務会での協議により十分な議論と検証を尽くすことにより、効率的な取締役会運営に努めてまいります。

日常の職務執行については、業務分掌を定める職制規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲を行い、各担当部署の責任者が取締役会等で決定した経営の意思決定に則り職務を執行します。

ホ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行グループ各社における業務の適正は、当行で定める関連会社運営規程に基づき、経営管理又は業務運営上の重要事項等についての協議・報告ルール等のほか、当行が定める法令遵守・各リスク等管理にかかる規程・要領等の適用・準用により、これを確保します。

また、当行は各社に対して監査委託契約に基づく監査を定期的かつ必要に応じ実施し、グループ経営上、適切な業務運営がなされているかを検証します。

ハ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する体制及び取締役からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人については、監査役と協議のうえ必要な人員を監査役会事務局に配置し、当該使用人は監査役の指示に従ってその職務を遂行します。

また、当該使用人の人事異動、考課、懲戒処分等においては、予め常勤監査役に協議することとし、取締役からの独立性を確保します。

ト 当行及び当行グループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当行及び当行グループ各社の取締役及び使用人は、法令及び監査役会の定めるところに従い、あるいは各監査役の要請に応じて、必要な情報を提供するほか自己の職務執行状況等を報告します。

また、監査役は必要に応じて、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会ほか常務会、各種会議、委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人にその説明を求めることができるものとします。

内部通報制度においては、グループ各社の役職員も対象とし、全ての通報内容を監査役に報告するとともに、通報者は当該報告をしたことにより不利な取扱いを受けること

はありません。

チ そのほか監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実効性を高めるため、定期的かつ必要に応じて代表取締役と意見・情報交換を行うほか、内部監査部門である監査部、当行の会計監査人である新日本有限責任監査法人とも情報交換等を行うなど連携を図ってまいります。

また、監査役は監査の実施にあたり、必要と認められる場合は、弁護士、コンサルタント等、外部の専門家を独自に起用することができます。

なお、監査役から、職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の処理に関して請求があった場合は、速やかに支払うものとしております。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況

上記に掲げた「業務の適正を確保する体制」の運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令や定款に適合することを確保するための体制

当行では、コンプライアンス意識の醸成と組織全体への浸透を図るため、役員が各種会議・研修等を通じ、コンプライアンスの徹底について指示しているほか、「北越銀行行動憲章」を収録したコンプライアンスマニュアルを全役職員に貸与し、重要法令等について周知しております。

また、コンプライアンス態勢の維持向上を図るため、年度毎に「コンプライアンス計画」を立案し、進捗状況について半期毎に取締役会に報告しております。

取締役及び使用人の職務執行における適合性チェックについては、監査役による監査及び監査部が監査規程に基づき、取締役の職務執行状況や当行及び当行グループ各社の業務の運営状況を定期的かつ必要に応じて検証しているほか、コンプライアンス違反等が発生した場合の経営陣へのレポートラインを定めるとともに内部通報制度を整備しております。

財務報告における信頼性の確保については、「財務報告に係る内部統制構築の方針及び基本的計画」に基づき、評価範囲を設定するとともに、内部統制の整備及び運用状況に関する評価を実施しております。

また、反社会的勢力及び団体に対しては、警察機関等の協力を得ながら、断固とした対応を行っております。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び取締役の職務の執行に係る情報・文書については、取締役及び監査役が、必要に応じ、いつでも閲覧・検索できるよう、「取締役会規程」及び「文書保存要領」等の各管理要領・マニュアルに基づき、各所管部署が適切に保存・管理（廃棄を含む）しております。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行では、「統合的リスク管理規程」に基づき、統合的リスク管理の対象となるリスクを計量化したうえでモニタリングを実施するとともに、取締役会はその管理状況について毎月報告を受け、必要な意思決定を行っております。

また、リスク・カテゴリー毎に各担当部署で評価と課題抽出を毎年実施し、これを踏

またリスク管理方針を策定しているほか、課題への対応状況について進捗を管理し、次年度のリスク管理方針に反映させることで、PDCAサイクルの機能向上を図っております。

リスク管理に関する体制については、取り巻く社会環境や経済情勢等を踏まえ、各種会議・委員会等を機動的に見直すなど、リスク管理に係る個別のテーマ及び重要事項等への対応策等について、組織横断的に議論・検討を行っております。

これとあわせ、監査部では、リスク・カテゴリー毎の内部監査を実施し、各リスク管理規程及び管理方針等に基づいた業務運営の実効性を検証しております。

二 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行では、経営の意思決定の迅速化と効率的な取締役会運営にむけ、取締役会への付議事項及び取締役会から委任を受けた事項について常務会で十分な議論・検証を尽くすとともに、社外役員連絡会の実施により、社外役員への取締役会議案の事前説明や情報提供を行うなど、取締役会運営の活性化に努めております。

また、日常の職務執行については、職制規程、職務権限規程等に定める権限委譲に基づき各担当部署が適切に執行しているほか、執行経過及びその実績を各担当部署から常務会に報告することとしております。

ホ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行では、当行グループ各社の業務の適正を確保するため、総合企画部をグループ各社の統括部署として定めるとともに、経営管理及び業務運営上の重要事項等については、「関連会社運営規程」に基づき、各社から当行の担当部署に速やかに協議・報告しております。

また、監査部は、監査委託契約に基づき、各社の内部監査を定期的かつ必要に応じて実施しております。

ハ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する体制及び取締役からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項

当行では、監査役を補助すべき使用人として、監査役会事務局に1名を配置するとともに、当該使用人の人事異動、考課、懲戒処分等については、予め常勤監査役と協議のうえ、決定しております。

ト 当行及び当行グループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会や常務会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する文書を適時閲覧し、必要な情報を入手しているほか、当行の本部各部署及びグループ各社への往査を定期的実施し、業務の執行状況等について報告を受けております。

また、当行では、「内部通報制度運営要領」において、全ての通報内容が監査役に報告されるルールを整備するとともに、グループ各社の役職員も内部通報制度の対象とすることや通報者の保護に関する事項を定め、適切な運用に努めております。

チ そのほか監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実効性を高めるため、代表取締役との定期会合を年2回開催しているほか、会計監査人とのミーティングや内部監査部門である監査部との情報交換等を定期的かつ必要に応じて実施することにより、必要な情報の収集及び監査環境の整備に努めております。

8 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10 会計参与に関する事項

該当ありません。

11 その他

該当ありません。

第113期末 (平成30年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現 金 預 け	金	182,643	預 金	金	2,463,349
現 金	金	23,634	当 座	預 金	135,154
預 け	金	159,008	普 通	預 金	1,324,809
コ ー ル 口 一	ン	5,418	貯 蓄	預 金	30,333
商 品 有 価 証	券	1,596	通 知	預 金	10,390
商 品 国	債	144	定 期	預 積	906,644
商 品 地 方	債	1,451	そ の 他 の 預 勘	金	54
有 価 証	券	831,761	譲 渡 現 性 先 預 勘	金	55,962
国 債	債	377,105	売 債 貸 借 取 引 受 入 担 保	定 金	108,780
地 社 株	債	33,531	外 渡 払 外 国 為 為	替 替	24,960
株 所 の 他 の 証	債	114,689	未 未 前 給 付 融 商 品 等 受 去 の 当	替 替	228
貸 割 引 手 形 付 付 越 替	券	39,407	そ の 他 の 払 法 人 費 取 備 商 担 保	債 債	23
手 証 当 座	金	267,027	賞 役 員 賞 与 引 引 当 引 当	債 債	204
外 国 為 預 け 替	金	1,698,179	睡 眠 シ 偶 再 支	金 金	8,499
外 買 入 外 国 資 産	形	10,624	そ の 他 の 払 法 人 費 取 備 商 担 保	金 金	253
そ の 他 の 資 産	付	25,545	賞 役 員 賞 与 引 引 当 引 当	等 用	784
未 収 収 益	越	1,490,047	線 再 評 価 に 係 る 繰 上 償 還 税 金 負 債	益 金	598
金 融 商 品 等 差 入 担 保	替	171,962	自 株 所 の 他 の 無 形 固 定 資 産	品 品	0
そ の 他 の 資 産	金	6,190	無 形 固 定 資 産	金 金	2,971
有 形 固 定 資 産	金	4,295	建 設 仮 勘 定 資 産	金 金	162
建 物 地 定 資 産	金	1,894	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	金 金	71
土 地 定 資 産	金	35,939	無 形 固 定 資 産	債 債	3,658
建 設 仮 勘 定 資 産	金	2,128	ソ フ ト ウ ェ ア	金 金	804
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	金	2,690	そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	金 金	25
無 形 固 定 資 産	金	22,280	前 払 年 金 費 用	金 金	691
ソ フ ト ウ ェ ア	金	8,840	支 払 承 諾 見 返 金	金 金	364
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	金	29,079	貸 倒 引 当 金	金 金	464
自 株 所 の 他 の 無 形 固 定 資 産	金	8,780	資 産 の 部 合 計	債 債	2,084
無 形 固 定 資 産	金	18,359	負 債 の 部 合 計	債 債	2,859
自 株 所 の 他 の 無 形 固 定 資 産	金	23	資 産 の 部	債 債	6,560
無 形 固 定 資 産	金	1,916	資 本 剰 余 金	金 金	2,684,038
前 払 年 金 費 用	金	1,163	資 本 剰 余 金	金 金	24,538
支 払 承 諾 見 返 金	金	1,069	利 益 剰 余 金	金 金	16,964
貸 倒 引 当 金	金	93	利 益 剰 余 金	金 金	16,964
資 産 の 部 合 計	金	2,799,898	自 株 所 の 他 の 無 形 固 定 資 産	金 金	54,981
			無 形 固 定 資 産	金 金	2,511
			自 株 所 の 他 の 無 形 固 定 資 産	金 金	52,470
			前 払 年 金 費 用	金 金	52,470
			支 払 承 諾 見 返 金	金 金	△ 1,287
			貸 倒 引 当 金	金 金	95,196
			資 産 の 部 合 計	債 債	18,248
			負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	債 債	△ 280
				債 債	2,577
				債 債	20,545
				債 債	118
				債 債	115,860
				債 債	2,799,898

第113期末 (平成30年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	182,697	預 金	2,460,893
コールローン及び買入手形	5,418	譲 渡 性 預 金	102,780
商品有価証券	1,596	売 現 先 勘 定	64,365
有 価 証 券	829,763	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	24,960
貸 出 金	1,688,563	借 用 金	60
外 国 為 替	6,190	外 国 為 替	228
リース債権及びリース投資資産	11,961	そ の 他 負 債	14,586
そ の 他 資 産	40,389	賞 与 引 当 金	828
有 形 固 定 資 産	29,993	役 員 賞 与 引 当 金	25
建物	8,913	退 職 給 付 に 係 る 負 債	582
土地	19,048	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	7
リース資産	12	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	691
建設仮勘定	23	シ ス テ ム 解 約 損 失 引 当 金	364
その他の有形固定資産	1,995	偶 発 損 失 引 当 金	464
無 形 固 定 資 産	1,298	利 息 返 還 損 失 引 当 金	29
ソフトウェア	1,083	繰 延 税 金 負 債	1,790
リース資産	5	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,859
その他の無形固定資産	209	支 払 承 諾	6,560
退職給付に係る資産	3,230	負 債 の 部 合 計	2,682,077
繰延税金資産	157	(純資産の部)	
支払承諾見返金	6,560	資 本 金	24,538
貸倒引当金	△ 5,574	資 本 剰 余 金	19,002
		利 益 剰 余 金	58,921
		自 己 株 式	△ 1,287
		株 主 資 本 合 計	101,174
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18,725
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 280
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,577
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 2,230
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	18,791
		新 株 予 約 権	118
		非 支 配 株 主 持 分	84
		純 資 産 の 部 合 計	120,169
資産の部合計	2,802,246	負債及び純資産の部合計	2,802,246

第113期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目						金 額
経	常	収	益			48,693
資	金	運	用	収	益	26,520
	貸	出	金	利	息	17,513
	有	価	証	券	利	8,942
	コ	ー	ル	一	ン	0
	買	現	先	及	買	△ 9
	預	け	金	入	手	30
	そ	の	の	受	入	43
役	務	取	引	等	収	7,855
そ	の	他	業	務	収	10,159
そ	の	他	経	常	収	4,157
	償	却	債	権	取	424
	そ	の	他	の	経	3,732
経	常	費	用			38,904
資	金	調	達	費	用	1,503
	預	金	利	息	息	529
	譲	渡	性	預	金	16
	コ	ー	ル	マ	ネ	△ 0
	売	現	先	及	売	△ 161
	債	券	貸	借	取	388
	借	用	金	支	払	4
	そ	の	他	の	支	725
役	務	取	引	等	費	3,361
そ	の	他	業	務	費	9,218
営	の	業	経	常	費	23,590
そ	の	他	経	常	費	1,229
	貸	倒	引	当	金	281
	そ	の	他	の	経	948
経	常	利	益			9,789
特	別	利	益			—
特	別	損	失			512
	固	定	資	産	処	61
	減	損	損	損	分	85
	シ	ス	テ	ム	解	364
	約	損	失	引	当	
税	金	等	調	整	前	
法	人	税	、	住	民	
法	人	税	等	調	整	
法	人	税	等	合	計	
当	期	純	利	益	税	9,276
非	支	配	株	主	に	1,672
親	会	社	株	主	に	738
	帰	属	す	る	当	2,410
	期	純	利	益	税	6,866
	純	利	益	税	額	6
	当	期	純	利	益	6,859

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 11 日

株式会社 北越銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 朗 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大島 伸一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 細野 和也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北越銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の（企業結合等関係）追加情報に記載されているとおり、会社と株式会社第四銀行は、平成30年3月23日に開催したそれぞれの取締役会において、共同株式移転の方式により平成30年10月1日をもって両行の完全親会社となる「株式会社第四北越フィナンシャルグループ」（以下、「共同持株会社」という。）を設立すること、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、両行間で経営統合契約書を締結している。また、平成30年5月11日開催の両行の取締役会において決議のうえ、本株式移転に係る株式移転計画書を共同で作成している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 11 日

株式会社 北越銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 朗 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大島 伸一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 細野 和也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北越銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北越銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の（企業結合等関係）追加情報に記載されているとおり、会社と株式会社第四銀行は、平成30年3月23日に開催したそれぞれの取締役会において、共同株式移転の方式により平成30年10月1日をもって両行の完全親会社となる「株式会社第四北越フィナンシャルグループ」（以下、「共同持株会社」という。）を設立すること、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、両行間で経営統合契約書を締結している。また、平成30年5月11日開催の両行の取締役会において決議のうえ、本株式移転に係る株式移転計画書を共同で作成している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役2名が分担して子会社の監査役を兼任し、各社の取締役会等に出席して子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、事業および財産の状況の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、内部統制システムの整備と運用に関しては、継続的に見直しと改善が図られていることを確認しております。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

株式会社 北越銀行 監 査 役 会

常勤監査役 豊岡 幹 也 ㊟

常勤監査役 野水 秀 一 ㊟

社外監査役 北村 敏 雄 ㊟

社外監査役 渡邊 四 朗 ㊟

以 上

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

記

[インターネットによる議決権行使について]

1. 議決権行使ウェブサイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

(2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

ご利用に際して、QRコード※読み取り機能を搭載した携帯電話をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



※QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

(4) インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成30年6月25日(月)の午後5時）までに入力を終え送信していただく必要があります。お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらインターネットヘルプダイヤルへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、初回ログインの際に議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 議決権行使書面とインターネット双方で議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

<みずほ信託銀行株式会社 証券代行部>

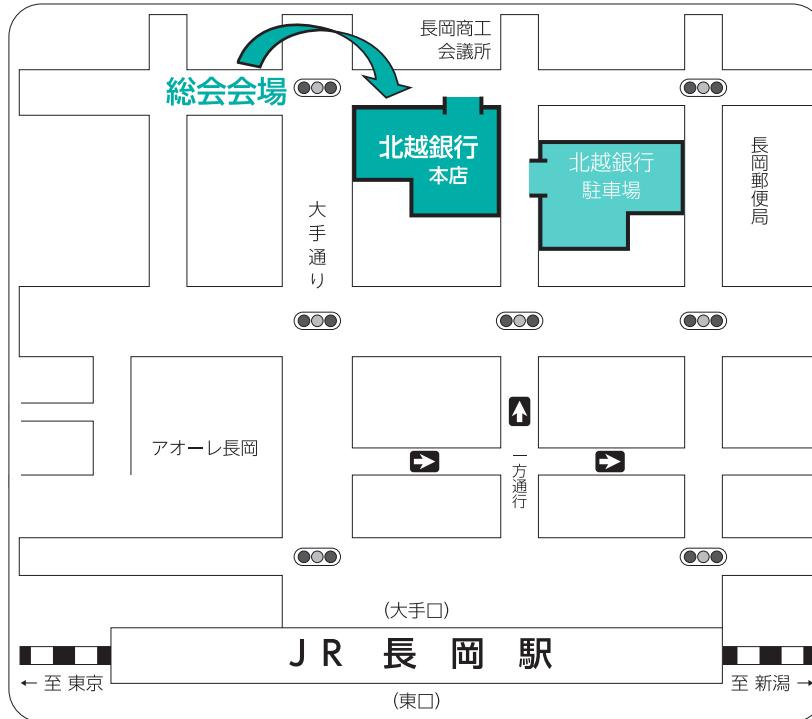
- ◆議決権行使ウェブサイトの操作方法に関する専用お問い合わせ先（インターネットヘルプダイヤル）
フリーダイヤル 0120-768-524（平日9：00～21：00）
- ◆上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324（平日9：00～17：00）

[議決権電子行使プラットフォームについて]

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

株主総会会場ご案内図



場所 新潟県長岡市大手通二丁目2番地14
当行本店2階講堂
電話 (0258) 35-3111
JR長岡駅から徒歩約5分

・お願い

誠に恐れいりますが、株主総会当日の駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。